

刑法
刑法別冊ノ通之ヲ定ム
此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
明治十三年第三十六号布告刑法ハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス
(別冊)

目次

第一編 総則	刑法 (第九条—第二十一条)
第一章 通則 (第一条—第八条)	
第二章 刑 (第二十二条—第二十四条)	
第三章 期間計算 (第二十五条—第二十七条の七)	
第四章 刑の執行猶予 (第二十五条—第二十七条の七)	
第五章 仮釈放 (第二十八条—第三十条)	
第六章 刑の時効及び刑の消滅 (第三十一条—第三十四条の二)	
第七章 犯罪の不成立及び刑の減免 (第三十五条—第四十二条)	
第八章 未遂罪 (第四十三条・第四十四条)	
第九章 併合罪 (第四十五条—第五十五条)	
第十章 累犯 (第五十六条—第五十九条)	
第十一章 共犯 (第六十条—第六十五条)	
第十二章 酗量減輕 (第六十六条—第六十七)	
第十三章 加重減輕の方法 (第六十八条—第七十二条)	
第二編 罪	
第一章 削除	
第二章 内乱に関する罪 (第七十七条—第八十条)	
第三章 外患に関する罪 (第八十一条—第八十九条)	
第四章 国交に関する罪 (第九十条—第九十四条)	
第五章 公務の執行を妨害する罪 (第九十五条—第九十六条の六)	
第六章 逃走の罪 (第九十七条—第一百二条)	
第七章 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪 (第一百三条—第一百五条の二)	
第八章 騒乱の罪 (第一百六条・第一百七条)	
第九章 放火及び失火の罪 (第一百八条—第一百十八)	
第十章 出水及び水利に関する罪 (第一百十九条—第一百二十三条)	
第十一章 往來を妨害する罪 (第一百二十四条—第一百二十九条)	
第十二章 住居を侵す罪 (第一百三十条—第一百三十二条)	
第十三章 秘密を侵す罪 (第一百三十三条—第一百三十五条)	
第十四章 あへん煙に関する罪 (第一百三十六条—第一百四十二条)	
第十五章 飲料水に関する罪 (第一百四十二条—第一百四十七条)	
第十六章 通貨偽造の罪 (第一百四十八条—第一百五十三条)	
第十七章 文書偽造の罪 (第一百五十四条—第一百六十一条の二)	
第十八章 有価証券偽造の罪 (第一百六十二条—第一百六十三条)	
第十九章 の二 支払用カード電磁的記録に関する罪 (第一百六十三条の二—第一百六十三条の五)	
第二十章 偽証の罪 (第一百六十九条—第一百七十二条)	
第二十一章 虚偽告訴の罪 (第一百七十二条—第一百七十三条)	
第二十二章 わいせつ、不同意性交等及び重婚の罪 (第一百七十四条—第一百八十四条)	
第二十三章 賭博及び富くじに関する罪 (第一百八十五条—第一百八十七条)	

第二十四章 亂拝所及び墳墓に関する罪 (第一百八十八条—第一百九十二条)	
第二十五章 汚職の罪 (第一百九十三条—第一百九十八条)	
第二十六章 殺人の罪 (第一百九十九条—第二百三条)	
第二十七章 傷害の罪 (第二百四十四条—第二百八条の二)	
第二十八章 過失傷害の罪 (第二百九条—第二百十一条)	
第二十九章 境胎の罪 (第二百十二条—第二百十九条)	
第三十章 遺棄の罪 (第二百七十七条—第二百八条の二)	
第三十一章 逮捕及び監禁の罪 (第二百二十条—第二百二十二条)	
第三十二章 脅迫の罪 (第二百二十二条—第二百二十三条)	
第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪 (第二百二十四条—第二百二十九条)	
第三十四章 名誉に対する罪 (第二百三十一条—第二百三十二条)	
第三十五章 信用及び業務に対する罪 (第二百三十三条—第二百三十四条の二)	
第三十六章 窃盗及び強盗の罪 (第二百三十五条—第二百四十五条)	
第三十七章 詐欺及び恐喝の罪 (第二百四十六条—第二百五十一条)	
第三十八章 横領の罪 (第二百五十二条—第二百五十五条)	
第三十九章 滁品等に関する罪 (第二百五十六条—第二百五十七条)	
第四十章 毀棄及び隠匿の罪 (第二百五十八条—第二百六十四条)	
第一編 総則	
第一章 通則 (国内犯)	
第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。	
一 削除	
二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等帮助）の罪	
三 第八十二条（外患誘致）、第八十三条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（すべての者の国外犯）	
四 第一百四十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪	
五 第一百五十四条（詔書偽造等）、第一百五十五条（公文書偽造等）、第一百五十七条（公正証書原本不実記載等、第一百五十八条（偽造公文書行使等）及び公務員によつて作られるべき電磁的記録に係る第一百六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪	
六 第一百六十二条（有価証券偽造等）及び第一百六十三条（偽造有価証券行使等）の罪	
七 第一百六十三条の二から第一百六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード手持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪	
八 第一百六十四条から第一百六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第一百六十四条第二項、第一百六十五条第二項及び第一百六十六条第二項の罪の未遂罪	
三 第三百十九条（現住建造物等浸害）の罪	
四 第五百九十九条から第六十一条まで（私文書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等行使）及び前条第五号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録に係る第六十一条の二の罪	
四 第五六七条（私印偽造及び不正使用等）の罪及び同条第二項の罪の未遂罪	

- 五 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十二条まで（不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、不同意わいせつ等致死傷）並びに第一百八十四条（重婚）の罪
- 六 第百九十八条（贈賄）の罪
- 七 第百九十九条（殺人）の罪及びその未遂罪
- 八 第二百四条（傷害）及び第二百五条（傷害致死）の罪
- 九 第二百十四条から第二百十六条まで（業務上墮胎及び同致死傷、不同意墮胎、不同意墮胎致死傷）の罪
- 十 第二百十八条（保護責任者遺棄等）の罪及び同条の罪に係る第二百十九条（遺棄等致死傷）の罪
- 十一 第二百二十条（逮捕及び監禁）及び第二百二十二条（逮捕等致死傷）の罪
- 十二 第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪
- 十三 第二百三十条（名誉毀損）の罪
- 十四 第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八条から第二百四十条まで（事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷）、第二百四十二条第一項及び第三項（強盗・不同意性交等及び同致死）並びに第二百四十三条（未遂罪）の罪
- 十五 第二百四十六条から第二百五十条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪
- 十六 第二百五十三条（業務上横領）の罪
- 十七 第二百五十六条第二項（盜品譲受け等）の罪
- （国民以外の者の国外犯）
- 第三条の二** この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。
- 一 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十二条まで（不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、不同意わいせつ等致死傷）の罪
- 二 第百九十九条（殺人）の罪及びその未遂罪
- 三 第二百四条（傷害）及び第二百五条（傷害致死）の罪
- 四 第二百二十条（逮捕及び監禁）及び第二百二十二条（逮捕等致死傷）の罪
- 五 第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪
- 六 第二百三十六条（強盗）、第二百三十八条から第二百四十二条まで（事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷）並びに第二百四十二条第一項及び第三項（強盗・不同意性交等及び同致死）の罪並びにこれらの罪（同条第一項の罪を除く。）の未遂罪
- （公務員の国外犯）
- 第四条** この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国公務員に適用する。
- 一 第百一条（看守者等による逃走援助）の罪及びその未遂罪
- 二 第五百六条（虚偽公文書作成等）の罪
- 三 第百九十三条（公務員職権濫用）、第二百九十五条第二項（特別公務員暴行陵虐）及び第二百九十七条から第二百九十七条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あせん収賄）の罪並びに第二百九十五条第二項の罪に係る第二百九十六条（特別公務員職権濫用等致死傷）の罪
- （条約による国外犯）
- 第四条の二** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされていてものもを犯したすべての者に適用する。

第五条 外国において確定裁判を受けた者であつても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。

（刑の変更）

第六条 犯罪後の法律によって刑の変更があつたときは、その軽いものによる。

（定義）

第七条 この法律において「公務員」とは、國又は地方公共団体の職員その他法令により公務に從事する議員、委員その他の職員をいう。

第七条の二 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

（他の法令の罪に対する適用）

第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

第二章 刑

（刑の種類）

第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

（刑の輕重）

第十条 主刑の輕重は、前条に規定する順序による。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の二倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。

2 同種の刑は、長期の長いもの又は多額の多いものを重い刑とし、長期又は多額が同じであるときは、短期の長いもの又は寡額の多いものを重い刑とする。

3 二個以上の死刑又は長期若しくは多額及び短期若しくは寡額が同じである同種の刑は、犯情によつてその輕重を定める。

（死刑）

第十二条 死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。

2 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。

（懲役）

第十三条 懲役は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一月以上二十年以下とする。

2 禁錮は、刑事施設に拘置する。

（有期の懲役及び禁錮の加減の限度）

第十四条 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減輕して有期の懲役又は禁錮とする場合においては、その長期を三十年とする。

2 有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては三十年にまで上げることができ、これを減輕する場合においては一月末満に下げることができる。

（罰金）

第十五条 罰金は、一万円以上とする。ただし、これを減輕する場合においては、一万円未満に下げることができる。

第十六条 拘留は、一日以上三十日未満とし、刑事施設に拘置する。

(科料)
第十七条 科料は、千円以上一円未満とする。

(労役場留置)

第十八条 罰金を完納することができない者は、一日以上二年以下の期間、労役場に留置する。

2 科料を完納することができない者は、一日以上三十日以下の期間、労役場に留置する。

3 罰金又は科料の言渡しをするときは、その言渡しとともに、罰金又は科料を完納することができない。

4 罰金又は科料の言渡しをするときは、その言渡しとともに、罰金又は科料を完納することができない。

5 罰金又は科料の言渡しをするときは、その言渡しとともに、罰金又は科料を完納することができない。

6 罰金又は科料の一部を納付した者についての留置の日数は、その残額を留置一日の割合に相当する金額で除して得た日数（その日数に一日未満の端数を生じるときは、これを一日とする。）とする。

(没収)

第十九条 次に掲げる物は、没収することができる。

- 一 犯罪行為を組成した物
- 二 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物
- 三 犯罪行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は犯罪行為の報酬として得た物
- 四 前号に掲げる物の対価として得た物
- 2 没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをすることができる。ただし、犯人以外の者に属する物であつても、犯罪の後にその者が情を知つて取得したものであるときは、これを没収することができる。

(追徴)

第二十条 第十九条第一項第三号又は第四号に掲げる物の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

(没収の制限)

第二十一条 拘留又は科料のみに当たる罪については、特別の規定がなければ、没収を科することができない。ただし、第十九条第一項第一号に掲げる物の没収については、この限りでない。

(未決勾留の本刑算入)

第二十二条 未決勾留の日数は、その全部又は一部を本刑に算入することができる。

第三章 期間計算

(期間の計算)

第二十三条 刑期は、裁判が確定した日から起算する。

2 拘禁されていない日数は、裁判が確定した後であつても、刑期に算入しない。

(刑期の初日及び釈放)

第二十四条 受刑の初日は、時間にかかわらず、一日として計算する。時効期間の初日についても、同様とする。刑期が終了した場合における釈放は、その終了日の翌日に行う。

(刑の全部の執行猶予)

第二十五条 次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。

1 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その刑の全部の執行を猶予されなければならない。

3 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その刑の全部の執行を猶予された者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。

ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

(刑の全部の執行猶予中の保護観察)

第二十五条の一 前条第一項の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができ、同条第二項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

(刑の全部の執行猶予の必要的取消し)

第二十六条 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十五条第一項第二号に掲げる者であるとき、又は次条第三号に該当するときは、この限りでない。

1 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないとき。

2 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないとき。

3 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき。

(刑の全部の執行猶予の裁量的取消し)

第二十六条の二 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

- 一 猶予の期間内に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。
- 2 第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いとき。
- 3 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予されたことが発覚したとき。

(刑の全部の執行猶予の取消し)

第二十六条の三 前二条の規定により禁錮以上の刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。

い。(刑の全部の執行猶予の猶予期間経過の効果)

第二十七条 刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。

(刑の一部の執行猶予)

第二十七条の一 次に掲げる者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

1 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その刑の全部の執行を猶予された者

3 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 前項の規定によりその一部の執行を猶予された刑については、そのうち執行が猶予されなかつた部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から、その猶予の期間を起算する。

3 前項の規定にかかわらず、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた時において他に執行すべき懲役又は禁錮があるときは、第一項の規定による猶予の期間は、その執行すべき懲役若しくは禁錮の執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から起算する。

(刑の一部の執行猶予中の保護観察)

第二十七条の三 前条第一項の場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる。

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によつて仮に解除することができる。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、第二十七条の五第一号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

(刑の一部の執行猶予の必要的取消し)

第二十七条の四 次に掲げる場合には、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十七条の二第一項第三号に掲げる者であるときは、この限りでない。

- 一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないことが発覚したとき。

(刑の一部の執行猶予の裁量的取消し)

第二十七条の五 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。

二 第二十七条の三第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。

(刑の一部の執行猶予の取消し)

第二十七条の六 前二条の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予の中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

(刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果)

第二十七条の七 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その懲役又は禁錮を執行が猶予されなかつた部分の期間を刑期とする懲役又は禁錮に減輕する。この場合においては、当該部分の期間の執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日において、刑の執行を受け終わつたものとする。

第五章 仮釈放

(仮釈放)

第二十八条 懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によつて仮に釈放することができる。

第二十九条 次に掲げる場合においては、仮釈放の処分を取り消すことができる。

- 一 仮釈放中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。
- 二 仮釈放前に犯した他の罪について罰金以上の刑に処せられたとき。
- 三 仮釈放前に他の罪について罰金以上の刑に処せられた者に対し、その刑の執行をすべきとき。
- 四 仮釈放中に遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。

2 刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その刑について仮釈放の処分を受けた場合において、当該部分の期間を執行し、当該部分の執行を終り又はその執行を受けるため、やむを得ずとした行為は、罰しない。

3 該仮釈放中に当該執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その処分は、効力を失う。仮釈放の処分を取り消したとき、又は前項の規定により仮釈放の処分が効力を失つたときは、仮釈放の日数は、刑期に算入しない。

(仮出場)

第六章 刑の時効及び刑の消滅

(刑の時効)

第三十一条 刑（死刑を除く。）の言渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。

(時効の期間)

第三十二条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによつて完成する。

- 1 無期の懲役又は禁錮については三十年
- 2 十年以上の有期の懲役又は禁錮については二十年
- 3 三年以上十年未満の懲役又は禁錮については十年
- 4 三年未満の懲役又は禁錮については五年
- 5 罰金については三年
- 6 拘留、科料及び没収については一年

(時効の停止)

第三十三条 時効は、法令により執行を猶予し、又は停止した期間内は、進行しない。

- 1 拘禁、罰金、拘留及び科料の時効は、刑の言渡しを受けた者が国外にいる場合には、その国外にいる期間は、進行しない。
- 2 刑（刑の消滅）

(時効の中斷)

第三十四条 懲役、禁錮及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者をその執行のために拘束することによつて中断する。

- 1 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失つ。
- 2 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失つ。

(第七章 犯罪の不成立及び刑の减免)

(正当行為)

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずとした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(緊急避難)

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずとした行為は、これによつて生じた害が避けようとした害の程度を超えた場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

	2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。 (故意)
第三十八条	罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。
2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らない者は、その重い罪によって処断することはできない。	
3 法律を知らなかつたとしても、そのことによつて、罪を犯す意思がなかつたとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。	
(心神喪失及び心神耗弱)	
第三十九条	心神喪失者の行為は、罰しない。
2 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。	
第四十条	削除
(責任年齢)	
第四十一条	十四歳に満たない者の行為は、罰しない。
(自首等)	
第四十二条	罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。
2 告訴がなければ公訴を提起することができない罪について、告訴をすることができる者に対しこの規定を適用する。	
第八章	未遂罪
(未遂減免)	
第四十三条	犯罪の実行に着手してこれを遂げなかつた者は、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
(未遂罪)	
第四十四条	未遂を罰する場合は、各本条で定める。
第九章 併合罪	
(併合罪)	
第四十五条	確定裁判を経ていない二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について禁錮以上の刑に処する確定裁判があつたときは、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。
(併科の制限)	
第四十六条	併合罪のうちの一個の罪について死刑に処するときは、他の刑を科さない。ただし、没収は、この限りでない。
2 併合罪のうちの一個の罪について有期の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。	
(罰金の併科等)	
第四十七条	併合罪のうちの二個以上の罪について有期の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。
(再犯の付加)	
第四十八条	罰金と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条第一項の場合は、この限りでない。
2 併合罪のうちの二個以上の罪について罰金に処するときは、それぞれの罪について定めた罰金の多額の合計以下で処断する。	
第四十九条	併合罪のうちの重い罪について没収を科さない場合であつても、他の罪について没収の事由があるときは、これを付加することができる。
(余罪の処理)	
第五十条	併合罪のうちに既に確定裁判を経た罪とまだ確定裁判を経ていない罪とがあるときは、確定裁判を経てない罪について更に処断する。
(併合罪に係る二個以上の刑の執行)	
第五十一条	併合罪について二個以上の裁判があつたときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他の刑を執行せず、無期の懲役又は禁錮を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。
2 前項の場合における有期の懲役又は禁錮の執行は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一をえたものを超えることができない。	
(一部に大赦があつた場合の措置)	
第五十二条	併合罪について処断された者がその一部の罪につき大赦を受けたときは、他の罪について改めて刑を定める。
(拘留及び科料の併科)	
第五十三条	拘留又は科料と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条の場合は、この限りでない。
2 二個以上の拘留又は科料は、併科する。	
(二個の行為が二個以上の罪名に触れる場合等の処理)	
第五十四条	二個の行為が二個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。
2 第四十九条第二項の規定は、前項の場合にも、適用する。	
第五十五条	削除
第十章 累犯	
(再犯)	
第五十六条	懲役に処せられた者がその執行を終わつた日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときは、再犯とする。
2 懲役に当たる罪と同質の罪により死刑に処せられた者がその執行の免除を得た日又は減刑により懲役に減輕されてその執行を終わつた日若しくはその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときも、前項と同様とする。	
3 併合罪について処断された者が、その併合罪のうちに懲役に処すべき罪があつたのに、その罪が最も重い罪でなかつたため懲役に処せられなかつたものであるときは、再犯に関する規定の適用については、懲役に処せられたものとみなす。	
(再犯加重)	
第五十七条	再犯の刑は、その罪について定めた懲役の長期の二倍以下とする。
第五十八条	削除
(三犯以上の累犯)	
第五十九条	三犯以上の者についても、再犯の例による。
第六十一条	二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。
(教唆)	
第六十二条	人を教唆して犯罪を実行させた者は、正犯の刑を科する。
2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。	
(幇助)	
第六十三条	正犯を幇助した者は、従犯とする。
2 徒犯を教唆した者には、徒犯の刑を科する。	

(従犯減輕)

第三条 徒犯の刑は、正犯の刑を減輕する。

第六十三条 徒犯の身分によつて構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であつても、共犯とする。

第六十四条 拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び徒犯は、特別の規定がなければ、罰しない。

(身分犯の共犯)

第六十五条 犯人の身分によつて構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であつても、共犯とする。

第六十六条 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。

2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。

第十二章 酬量減輕

(酌量減輕)

第六十七条 犯罪の情状に酌量すべきものがあるときは、その刑を減輕することができる。

(法律上の加減と酌量減輕)

第六十八条 法律上刑を減輕すべき一個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。

- 一 死刑を減輕するときは、無期の懲役若しくは禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮とする。
- 二 無期の懲役又は禁錮を減輕するときは、七年以上の有期の懲役又は禁錮とする。
- 三 有期の懲役又は禁錮を減輕するときは、その長期及び短期の二分の一を減ずる。
- 四 罰金を減輕するときは、その多額及び寡額の二分の一を減ずる。
- 五 拘留を減輕するときは、その長期の二分の一を減ずる。
- 六 科料を減輕するときは、その多額の二分の一を減ずる。

(法律上の減輕と刑の選択)
第六十九条 法律上刑を減輕すべき場合において、各本条に二個以上の刑名があるときは、まず適用する刑を定めて、その刑を減輕する。

(端数の切捨)
第七十条 懲役、禁錮又は拘留を減輕することにより一日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(酌量減輕の方法)
第七十一条 酉量減輕をするときも、第六十八条及び前条の例による。
(加重減輕の順序)
第七十二条 同時に刑を加重し、又は減輕するときは、次の順序による。

一 再犯加重

二 法律上の減輕

三 併合罪の加重

四 酉量減輕

(内乱)

第一章 削除

第二章 内乱に関する罪

第七十三条から第七十六条まで 削除

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他区別に従つて処断する。

憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の一首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。

二 議議に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮に処する。

三 付和隨行し、その他単に暴動に参加した者は、三年以下の禁錮に処する。
2 前項の罪の未遂は、罰する。ただし、同項第三号に規定する者については、この限りでない。

(予備及び陰謀)

第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。

(内乱等帮助)

第七十九条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を帮助した者は、七年以下の禁錮に処する。

(自首による刑の免除)

第八十条 前二条の罪を犯した者であつても、暴動に至る前に自首したときは、その刑を免除する。

第三章 外患に関する罪

(外患誘致)

第八十一条 外國と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する。

(外患援助)

第八十二条 日本国に對して外國から武力の行使があつたときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは二年以上の懲役に処する。

第八十三条から第八十六条まで 削除

(未遂罪)

第八十七条 第八十二条及び第八十二条の罪の未遂は、罰する。

(予備及び陰謀)

第八十八条 第八十二条又は第八十二条の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第八十九条 削除

第四章 国交に関する罪

第九十条及び第九十一条 削除

(外国国章損壊等)

第九十二条 外國に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の國章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、外國政府の請求がなければ公訴を提起することができない。

(私戦予備及び陰謀)

第九十三条 外國に対して私的に戰闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三月以上五年以下の禁錮に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

(中立命令違反)

第九十四条 外國が交戦している際に、局外中立に関する命令に違反した者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章 公務の執行を妨害する罪

(公務執行妨害及び職務強要)

第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに對して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下

の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 公務員に、ある处分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(封印等破棄)

第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を無効にした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(強制執行妨害目的財産損壊等)

第九十六条の二 強制執行を妨害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第三号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となつた者も、同様とする。

一 強制執行を受け、若しくは受けるべき財産を隠匿し、損壊し、若しくはその譲渡を仮装し、又は債務の負担を仮装する行為

二 強制執行を受け、又は受けるべき財産について、その現状を改変して、価格を減損し、又は強制執行の費用を増大させる行為

三 金銭執行を受けるべき財産について、無償その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為

(強制執行行為妨害等)

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 強制執行の申立てをさせず又はその申立てを取り下げさせる目的で、申立権者又はその代理人に対する暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(強制執行関係競売却妨害)

第九十六条の四 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(加重封印等破棄等)

第九十六条の五 報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関する、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(公契約関係競売却妨害)

第九十六条の六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのもの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六章 逃走の罪

(逃走)

第九十七条 法令により拘禁された者が逃走したときは、三年以下の懲役に処する。

(加重逃走)

第九十八条 前条に規定する者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をして、又は二人以上通謀して、逃走したときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

(被拘禁者奪取)

第九十九条 法令により拘禁された者を奪取した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(逃走援助)

第一百条 法令により拘禁された者を逃走させる目的で、器具を提供し、その他逃走を容易にすべき行為をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、暴行又は脅迫をした者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(看守者等による逃走援助)

第一百一条 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

(未遂罪)

第七章 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪

(犯人蔵匿等)

第一百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(証拠隠滅等)

第一百四条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(親族による犯罪に関する特例)

第五十五条 前二条の罪については、犯人又は逃走した者の親族がこれらの者の利益のために犯したときは、その刑を免除することができる。

第一百五条 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(第八章 騒乱の罪)

第一百六条 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。

一 首謀者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

三 付和隨行した者は、十万円以下の罰金に処する。

(多衆不解散)

第一百七条 暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかつたときは、首謀者は三年以下の懲役又は禁錮に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。

(現住建造物等放火)

第一百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等放火)

第一百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。

(建造物等以外放火)

第一百十条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(延焼)

第一百十一条 第百九条第二項又は前条第二項の罪を犯し、よつて第百八条又は第一百九条第一項に規定する物に延焼させたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前条第二項の罪を犯し、よつて同条第一項に規定する物に延焼させたときは、三年以下の懲役に処する。

(未遂罪)

第一百十二条 第百八条及び第一百九条第一項の罪の未遂は、罰する。

(予備)

第一百十三条 第百八条又は第一百九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲

役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第一百十四条 火災の際に、消防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消火を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(差押え等に係る自己の物に関する特例)

2 灯台若しくは浮標を損壊し、又はその他の方法により、艦船の往来の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

(汽船転覆等及び同致死)

第一百五条 第百九条第一項及び第百十条第一項に規定する物が自己の所有に係るものであつて、ある場合において、これを焼損したときは、他人の物を焼損した者の例による。

(失火)

第一百十六条 失火により、第百八条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 失火により、第百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

(激發物破裂)

第一百十七条 火薬、ボイラーやその他の激發すべき物を破裂させて、第百八条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者も、同様とする。

2 前項の行為が過失によるときは、失火の例による。

(業務上失火等)

第一百七条の二 第百六条又は前条第一項の行為が業務上必要な注意を怠つたことによるとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は百五十万円以下の罰金に処する。

(ガス漏出等及び同致死傷)

第一百十八条 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よつて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第十章 出水及び水利に関する罪

第一百十九条 出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑を（現住建造物等浸害）侵害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等浸害)

第一百二十条 出水させて、前条に規定する物以外の物を侵害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(水防妨害)

第一百二十一条 水害の際に、水防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、水防を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(過失建造物等浸害)

第一百二十二条 過失により出水させて、第百十九条に規定する物を侵害した者又は第百二十条に規定する物を侵害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二十万円以下の罰金に処する。

(水利妨害及び出水危険)

第一百二十三条 堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他水利の妨害となるべき行為又は出水させるべき行為をした者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第十一章 往來を妨害する罪

(往来妨害及び同致死傷)

第一百二十四条 陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞して往來の妨害を生じさせた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(往来危険)

第一百二十五条 鉄道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法により、汽車又は電車の往来の危険を生じさせた者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 灯台若しくは浮標を損壊し、又はその他の方法により、艦船の往来の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

(汽船転覆等及び同致死)

第一百二十六条 現に人がいる汽船又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

(往来危険による汽船転覆等)

第一百二十七条 第百二十五条の罪を犯し、よつて汽船若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、又は艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者も、前条の例による。

(未遂罪)

第一百二十八条 第百二十四条第一項、第百二十五条並びに第百二十六条第一項及び第二項の罪の未遂は、罰する。

(過失往来危険)

第一百二十九条 過失により、汽船、電車若しくは艦船の往来の危険を生じさせ、又は汽船若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、若しくは艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第十二章 住居を侵す罪

(住居侵入等)

第一百三十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第十三章 秘密を侵す罪

第一百三十二条 第百三十条の罪の未遂は、罰する。

(信書開封)

第一百三十三条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(未遂罪)

第一百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

(親告罪)

第一百三十五条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十四章 aへん煙に関する罪

(aへん煙輸入等)

第一百三十六条 aへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(aへん煙吸食器具輸入等)

第一百三十七条 aへん煙を吸食する器具を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(税関職員によるあへん煙輸入等)

第二百三十九条 税関職員が、あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれらの輸入を許したときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

(あへん煙吸食及び場所提供)
2 あへん煙の吸食のため建物又は室を提供して利益を図つた者は、六年以上七年以下の懲役に処する。

第二百四十条 あへん煙を吸食した者は、三年以下の懲役に処する。

(あへん煙等所持)
2 あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を所持した者は、一年以下の懲役に処する。

第二百四十一条 あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を所持した者は、一年以下の懲役に処する。

(未遂罪)
2 この章の罪の未遂は、罰する。

第二百四十二条 この章の罪の未遂は、罰する。

第二百四十三条 飲料水に関する罪

(浄水汚染)
2 人の飲料に供する净水を汚染し、よつて使用することができないようにした者は、

(水道汚染)
2 六月以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

第二百四十四条 水道により公衆に供給する飲料の净水又はその水源を汚染し、よつて使用することができないようにした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(浄水毒物等混入)
2 人の飲料に供する净水に毒物その他の健康を害すべき物を混入した者は、三年以下

(浄水汚染等致死傷)
2 下の懲役に処する。

第二百四十五条 前三条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(水道毒物等混入及び同致死)
2 若しくは五年以上の懲役に処する。

第二百四十六条 水道により公衆に供給する飲料の净水又はその水源に毒物その他の健康を害すべき物を混入した者は、二年以上の有期懲役に処する。よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

第二百四十七条 公衆の飲料に供する净水の水道を損壊し、又は閉塞した者は、一年以上十年以下の通貨偽造及び行使等)

第二百四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

第二百四十九条 行使の目的で、日本国内に流通している外国の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

(偽造通貨等收得)
2 (偽造通貨等)
2 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を收得した者は、三年以下の懲役に処する。

第二百五十二条 前三条の罪の未遂は、罰する。

(取得後知情行使等)

第二百五十三条 貨幣、紙幣又は銀行券を收得した後に、それが偽造又は変造のものであることを知つて、これを行使し、又は行使の目的で人に交付した者は、その額面価格の三倍以下の罰金又は科料に処する。ただし、二千円以下にすることはできない。

(通貨偽造等準備)
2 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

第二百五十四条 文書偽造の罪

(詔書偽造等)

第二百五十五条 行使の目的で、御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 御璽若しくは国璽を押し又は御名を署した詔書その他の文書を変造した者も、前項と同様とする。

(公文書偽造等)

第二百五十六条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

第二百五十七条 行使の目的で、公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録を作させた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(偽造公文書行使等)

第二百五十八条 第二百四十四条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(私文書偽造等)

第二百五十九条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に關する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に關する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

- | | |
|-----------|---|
| 2 | 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。 |
| 3 | 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 |
| | (虚偽診断書等作成) |
| 第一百六十一条 | 医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。 |
| | (偽造私文書等行使) |
| 2 | 前項の罪の未遂は、罰する。 |
| | (電磁的記録不正作出及び供用) |
| 第一百六十二条 | 有価証券偽造の罪 |
| | (有価証券偽造等) |
| 2 | 前項の目的で、公債証書、官庁の証券、会社の株券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。 |
| | (偽造有価証券行使等) |
| 2 | 行使の目的で、公債証書に虚偽の記入をした者も、前項と同様とする。 |
| | (偽造有価証券行使等) |
| 第一百六十三条 | 偽造若しくは変造の有価証券又は虚偽の記入がある有価証券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。 |
| 2 | 前項の罪の未遂は、罰する。 |
| | (支払用カード電磁的記録に関する罪) |
| 第一百六十三条の二 | 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であつて、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作った者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作った者も、同様とする。 |
| 2 | 不正に作られた前項の電磁的記録を、同項の目的で、人の財産上の事務処理の用に供した者も、同項と同様とする。 |
| 3 | 不正に作られた第一項の電磁的記録をその構成部分とするカードを、同項の目的で、譲り渡し、貸し渡し、又は輸入した者も、同項と同様とする。 |
| | (不正電磁的記録カード持) |
| 第一百六十三条の三 | 前条第一項の目的で、同条第三項のカードを持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 |
| | (支払用カード電磁的記録不正作出準備) |
| 第一百六十三条の四 | 第一百六十三条の二第一項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知つて、その情報を提供した者も、同様とする。 |
| 2 | 不正に取得された第一百六十三条の二第一項の電磁的記録の情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。 |
| | (自白による刑の減免) |
| 第一百六十九条 | 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処戒处分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。 |
| | (自白による刑の減免) |
| 第一百七十条 | 前条の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は懲 |

(虚偽鑑定等)

第一百七十二条 法律により宣誓した鑑定人、通訳人又は翻訳人が虚偽の鑑定、通訳又は翻訳をしたときは、前二条の例による。

第二十一章 虚偽告訴の罪

(虚偽告訴等)

第一百七十三条 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

(自白による刑の減免)

第一百七十四条 公然わいせつな行為をした者が、その申告をした事件について、その裁判が確定する前又は

懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(公然わいせつ)

第一百七十五条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(わいせつ物頒布等)

第一百七十六条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

(不同意わいせつ)

第一百七十七条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

1 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。

2 心身の障害を生じさせること又はそれらの影響があること。

3 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はその状態にあること。

4 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその事態に直面して恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖させ、若しくは驚愕されること。

5 同意しない意思を形成し、表明し又は全うすること。

6 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

7 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はその事態に直面して恐怖させ、若しくは驚愕していること。

8 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によつて受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

9 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乘じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

(不同意性交等)

第一百七十八条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交又は口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの（以下この条及び第一百七十九条第二項において

「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乘じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に對し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

第一百七十九条 削除

(監護者わいせつ及び監護者性交等)

第一百八十一条 第百七十六条、第百七十七条及び前条の罪の未遂は、罰する。

(未遂罪)

第一百八十二条 第百七十六条、第百七十七条及び前条の罪の未遂は、罰する。

(不同意わいせつ等致死傷)

第一百八十三条 第百七十六条若しくは第百七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第百七十七条若しくは第百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

(十六歳未満の者に対する面会要求等)

第一百八十四条 わいせつの目的で、十六歳未満の者に對し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

1 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。

2 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。

3 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。

4 前項の罪を犯し、よつてわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

5 当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

6 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとつてその映像を送信すること。

(淫行勧誘)

第一百八十五条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(重婚)

第一百八十六条 配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の懲役に処する。その相手方となつて婚姻をした者も、同様とする。

第二十三章 賭博及び富くじに関する罪

(賭博)

第一百八十五条 賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

(常習賭博及び賭博開張等因利)

第一百八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図つた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(富くじ発売等)

第一百八十七条 富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

第一百四章 礼拝所及び墳墓に関する罪

(礼拝所不敬及び説教等妨害)

第一百八十八条 神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

(墳墓発掘)

第一百八十九条 墓を発掘した者は、二年以下の懲役に処する。

(死体損壊等)

第一百九十一条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

(墳墓発掘死体損壊等)

第一百九十二条 檢視を経ないで変死者を葬つた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

(公務員職権濫用)

第一百九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員職権濫用)

第一百九十四条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員暴行陵虐)

第一百九十五条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員職権濫用等致死傷)

第一百九十六条 前二条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(取扱受託取締及び事前取締)

第一百九十七条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に關し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となつた場合において、五年以下の懲役に処する。

(第三者供賄)

第一百九十七条の二 公務員が、その職務に關し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(加重収賄及び事後収賄)

第一百九十七条の三 公務員が前二条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 公務員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに關し、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 公務員であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたことは、五年以下の懲役に処する。

(あっせん収賄)

第一百九十七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあっせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(没収及び追徴)

第一百九十七条の五 犯人又は情を知った第三者が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄)

第一百九十七条の六 第一百九十七条から第一百九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(殺人)

第一百九十七条の七 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(予備)

第一百九十七条 第一百九十七条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(自殺関与及び同意殺人)

第一百九十七条 第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

(未遂罪)

第一百九十七条 第二百三条 第百九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。

(傷害)

第一百九十七条 第二十七章 傷害の罪

第一百九十七条 第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(傷害致死)

第一百九十七条 第二百五条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。

(現場助勢)

第一百九十七条 第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しないでも、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(同時傷害の特例)

第二百七条 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくとも、共犯の例による。

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知つて集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百八条の三 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知つて人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

第二十五回 過失傷害の罪

第二百九条 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
(過失致死)

第二百十条 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

第二十九章 隘胎の罪

(隘胎)

第二百十二条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他的方法により、隘胎したときは、一年以下の懲役に処する。

(同意隘胎及び同致死傷)

第二百十三条 女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て隘胎させた者は、二年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(業務上隘胎及び同致死傷)

第二百十四条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て隘胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の懲役に処する。

(不同意隘胎)

第二百十五条 女子の嘱託を受けないで、又はその承諾を得ないで隘胎させた者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。
(不同意隘胎致死傷)

第二百十六条 前条の罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第三十章 遺棄の罪

第二百十七条 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年(遺棄)

(保護責任者遺棄等)

第二百十八条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかつたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

(遺棄等致死傷)

第二百十九条 前二条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(逮捕及び監禁)

第二百二十一条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

(逮捕等致死傷)

第二百二十二条 前条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(脅迫)

第二百二十三条 生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百二十四条 生命、身体、自由、名譽若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

第二百二十五条 1 親族の生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。
2 前二項の罪の未遂は、罰する。

第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪

(強要)

第二百二十六条 未成年者略取及び誘拐

第二百二十七条 未成年者略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

第二百二十八条 (當利目的略取及び誘拐)

第二百二十九条 嘗利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(身の代金目的略取等)

第二百三十一条 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

第二百三十二条 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者との憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

第二百三十三条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百三十四条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上的有期懲役に処する。

第二百三十五条 1 人を売り渡した者も、前項と同様とする。
2 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上的有期懲役に処する。

第二百三十六条 1 人を買い受けた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

第二百三十七条 2 未成年者を買い受けた者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

第二百三十八条 3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買い受けた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二百三十九条 4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

第二百四十条 5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上的有期懲役に処する。

第二百四十二条 (被略取者等所在国外移送)

第二百四十三条 1 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上的有期懲役に処する。

(被略取者引渡し等)

第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十五条又は前三条の罪を犯した者を帮助する目的で、略取され又は誘拐された者を帮助する目的で、略取され又は誘拐された者は、三年以下の懲役に処する。

2 第二百五条の二第一項の罪を犯した者を帮助する目的で、略取され又は誘拐された者を帮助する目的で、略取され又は誘拐された者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、藏匿し、又は隠避させた者は、六年以上七年以下の懲役に処する。

4 第二百五条の二第一項の目的で、略取され又は誘拐された者は、近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。

(未遂罪)

第二百二十四条 第二百二十五条、第二百二十五条、第二百二十六条の三まで並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。

(解放による刑の減輕)

第二百二十八条の二 第二百二十五条の二又は第二百二十七条第二項若しくは第四項の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

第二百二十八条の三 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

(親告罪)

第二百二十九条 第二百二十四条の罪及び同条の罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第三十四章 名誉に対する罪

（名譽毀損） 第二百二十九条 第二百二十四条の罪を帮助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二百三十一条 公然と事実を摘示し、人の名譽を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

(公然の利害に関する場合の特例)

第二百三十二条 前条第一項の行為が公共の利害に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であるとの証明があつたときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至つていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であるとの証明があつたときは、これを罰しない。

(侮辱)

第二百三十三条 事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは科料に処する。

2 若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(親告罪)

第二百三十四条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 告訴をすることができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇帝であるときは内閣総理大臣が、外国の君主又は大統領であるときはその国の代表者がそれぞれ代わって告訴を行ふ。

第三十五章 信用及び業務に対する罪

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)

第二百三十四条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

（電子計算機損壊等業務妨害） 第二百三十四条の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第三十六章 窃盗及び強盗の罪

(窃盜)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盜の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(強盜)

第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(強盜予備)

第二百三十七条 強盜の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

(事後強盜)

第二百三十八条 窃盜が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盜として論ずる。

(昏醉強盜)

第二百三十九条 人を昏醉させてその財物を盗取した者は、強盜として論ずる。

(強盜致死傷)

第二百四十条 強盜が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

(強盜・不同意性交等及び同致死)

第二百四十二条 強盜の罪若しくはその未遂罪を犯した者が第百七十七条の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は同条の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盜の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2 前項の場合のうち、その犯した罪がいずれも未遂罪であるときは、人を死傷させたときを除き、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

3 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

(他人の占有等に係る自己的財物)

第二百四十二条 自己の財物であつても、他人が占有し、又は公務所の命令により他人が看守するものであるときは、この章の罪については、他人の財物とみなす。

(未遂罪)

第二百四十三条 第二百三十五条から第二百三十六条まで、第二百三十八条から第二百四十二条まで及び第二百四十二条第三項の罪の未遂は、罰する。

(親族間の犯罪に関する特例)

第二百四十四条 配偶者、直系血族又は同居の親族との間で第二百三十五条の罪、第二百三十五条の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯した者は、その刑を免除する。

2 前項に規定する親族以外の親族との間で犯した同項に規定する罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 前二項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

(電気)

第二百四十五条 この章の罪については、電気は、財物とみなす。

(詐欺)

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(電子計算機使用詐欺)

第二百四十六条の二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

(背任)

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害をえたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(恐喝)

第二百四十八条 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

(準詐欺)

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(未遂罪)

第二百五十条 この章の罪の未遂は、罰する。

(準用)

第二百五十二条 第二百四十二条、第二百四十四条及び第二百四十五条の規定は、この章の罪について準用する。

(横領)

第二百五十三条 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する。

(業務上横領)

第二百五十三条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の懲役に処する。

(遺失物等横領)

第二百五十四条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(準用)

第二百五十五条 第二百四十四条の規定は、この章の罪について準用する。

第三十九章 盗品等に関する罪

(盜品譲受け等)

第二百五十六条 盗品その他の財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあつせんをした者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

(親族等の間の犯罪に関する特例)

第二百五十七条 配偶者との間又は直系血族、同居の親族若しくはこれらの者の配偶者との間で前条の罪を犯した者は、その刑を免除する。

2 前項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

第四十章 毀棄及び隠匿の罪

(公用文書等毀棄)

第二百五十八条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三年以上七年以下の懲役に処する。

(私用文書等毀棄)

第二百五十九条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の懲役に処する。

(建造物等損壊及び同致死傷)

第二百六十条 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(器械損壊等)

第二百六十二条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(自己の物の損壊等)

第二百六十二条の二 境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(信書隠匿)

第二百六十三条 他人の信書を隠匿した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(親告罪)

第二百六十四条 第二百五十九条、第二百六十二条及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(附則)

(昭和二年三月一一日法律第六一號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年一〇月二六日法律第一二四号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から、これを施行する。

第二十六条第二項の改正規定は、刑の執行猶予の言渡を受けた者がこの法律施行前に更に罪を犯した場合については、これを適用しない。

第三十四条ノ二の改正規定は、この法律施行前に刑の言渡又は刑の免除の言渡を受けた者にもこれを適用する。

この法律施行前の行為については、刑法第五十五条、第二百八条第二項、第二百十一条後段、

第二百四十四条及び第二百五十七条の改正規定にかかるらず、なお從前の例による。

附則 (昭和二八年八月一〇日法律第一九五号) 抄

この法律の施行期日は、昭和二十八年十二月三十一日までの間ににおいて政令で定める。

附則 (昭和二九年四月一日法律第五七号) 抄

この法律は、昭和二十九年八月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。但

<p>2 この法律による改正後の刑法第二十五条ノ二第一項前段の規定は、この法律の施行前に犯された罪については、適用しない。但し、その罪とこの法律の施行後に犯された罪とともに、刑法第四十七条又は第四十八条第二項の規定を適用して処断すべきときは、この限りでない。</p> <p>3 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>罰金等臨時措置法（昭和二十三年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定は、この法律による改定後の刑法第二百五十二条ノ一、第二百五十九条第二項及び第二百八条ノ二第一項の罪につき定めた罰金についても、適用されるものとする。</p>	<p>2 この法律による改正後の刑法第二十五条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用されない。但し、その罪とこの法律の施行後に犯された罪とともに、刑法第四十七条又は第四十八条第二項の規定を適用して処断すべきときは、この限りでない。</p> <p>3 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>罰金等臨時措置法（昭和二十三年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定は、この法律による改定後の刑法第二百五十二条ノ一、第二百五十九条第二項及び第二百八条ノ二第一項の罪につき定めた罰金についても、適用されるものとする。</p>	<p>附 則（昭和三五年五月一六日法律第八三号）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>罰金等臨時措置法（昭和二十三年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定は、この法律による改定後の刑法第二百五十二条ノ一の罪につき定めた罰金についても、適用されるものとする。</p> <p>附 則（昭和三九年六月三〇日法律第一一四号）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>この法律による改定後の刑法第二百二十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則（昭和四三年五月二一日法律第六一号）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>この法律による改定後の刑法第四十五条の規定は、数罪中のある罪につき罰金以下の刑に処し、又は刑を免除する裁判がこの法律の施行前に確定した場合における当該数罪についても、適用する。ただし、当該数罪のすべてがこの法律による改定後の刑法第二百条、第二百五条第二項の規定を適用することが改定前の同条の規定を適用するよりも犯人に不利益となるときは、当該数罪については、改定前の同条の規定を適用する。</p> <p>前項の規定は、この法律の施行前に確定した裁判の執行につき従前の例によることを妨げるものではない。</p> <p>附 則（昭和五五年四月三〇日法律第三〇号）</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和六一年六月二日法律第五二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中刑法第四条の次に一条を加える改定規定、第二条及び第三条の規定並びに次項の規定及び附則第四項中新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）第二条第一項第十一号の改定規定は、国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び处罚に関する条約又は人質をとる行為に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 刑法第四条の二の規定並びに人質による強要行為等の处罚に関する法律第五条及び暴力行為等处罚に関する法律第一条ノ二第三項の規定（刑法第四条の二に係る部分に限る。）は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約並びに戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約及び戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。</p> <p>3 罚金等臨時措置法（昭和二十三年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定は、この法律による改定後の刑法第二百六十二条ノ一及び第二百三十四条ノ一の罪につき定めた罰金についても、適用されるものとする。</p>
---	--	--

<p>附 則（平成三年四月一七日法律第三一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>（条例の罰則に関する経過措置）</p> <p>2 条例の罰則でこの法律の施行の際に効力を有するものについては、この法律による改定後の刑法第十五条及び第十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年を経過するまでは、なお従前の例による。その期限前にした行為に対しても、これらの罰則を適用する場合には、その期限の経過後においても、同様とする。</p> <p>（罰金の執行猶予の限度に関する経過措置）</p> <p>3 この法律による改定後の刑法第二十五条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。</p> <p>附 則（平成七年五月一二日法律第九一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行前にした行為の处罚並びに施行前に確定した裁判の効力及びその執行については、なお従前の例による。ただし、この法律による改定前の刑法第二百条、第二百五条第二項、第二百十八条第二項及び第二百二十条第二項の規定の適用については、この限りでない。</p> <p>前項の規定にかかわらず、併合罪として处罚すべき罪にこの法律の施行前に犯したものと施行後に犯したものがあるときは、この法律による改定後の刑法（以下この条において「新法」という。）第十条、第十四条、第四十五条から第五十条まで及び第五十三条の規定を適用し、一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合において、これらの罪名に触れる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがあるときは、新法第十条及び第五十四条（同条第二項において適用する第四十九条第二項を含む。）の規定を適用する。</p> <p>前項の規定により同項に規定する新法の規定を適用した後の刑の加重減輕、刑の執行の猶予その他の主刑の適用に関する処理については、新法の規定を適用する。</p> <p>附 則（平成一三年七月四日法律第九七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>附 則（平成一三年一月五日法律第一一三八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行前にした行為の处罚については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成一三年一月一二日法律第一一五三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（処分、手続等に関する経過措置）</p> <p>第四十二条 この法律の施行前に改定前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改定後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改定後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。</p>

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一八日法律第一二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の刑法第三条の二の規定並びに附則第三条による改正後の暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条ノニ第三項及び附則第四条による改正後の人質による強要行為等の处罚に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第五条の規定(刑法第三条の二に係る部分に限る。)は、この法律の施行前にした行為については、適用しない。

附 則 (平成一五年八月一日法律第一三八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月八日法律第一五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の刑法(以下「旧法」という。)第二百四十条の罪に当たる行為の处罚については、なお従前の例による。

第四条 併合罪として処断すべき罪にこの法律の施行前に犯したものと施行後に犯したものがある場合において、これらの罪について刑法第四十七条の規定により併合罪として有期の懲役又は禁錮の加重をするときは、旧法第十四条の規定を適用する。ただし、これらの罪のうちこの法律の施行後に犯したものについて第一条の規定による改正後の刑法第十四条の規定を適用して処断することとした場合の刑が、これらの罪のすべてについて旧法第十四条の規定を適用して処断したこととした場合の刑より重い刑となるときは、その重い刑をもって処断する。

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二五日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二二日法律第六六号) 抄

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、第一条のうち刑法第三条第十二号及び第三条の二第五号の改正規定中「第三条第十二号」とあるのは「第三条第十一号」とし、第四条のうち組織的犯罪処罰法第三条第一項第八号の改正規定中「第三条第一項第八号」とあるのは「第三条第一項第四号」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年五月八日法律第三六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 次に掲げる罰金又は科料の執行(労役場留置の執行を含む。)については、第一条の規定による改正後の刑法第十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 この法律の施行前にした行為について科せられた罰金又は科料

二 刑法第四十八条第二項の規定により併合罪として処断された罪にこの法律の施行前に犯したものと施行後に犯したものがある場合において、これらの罪に当たる行為について科せられた

附 則 (平成一九年五月二三日法律第五四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に確定した刑の時効の期間については、第一条の規定による改正後の刑法第三十二条、第三十二条及び第三十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の刑法第二十七条の二第一項の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

七 附則第五条第三項、第六条第三項、第八条第五項から第七項まで、第十条第二項並びに第十一条第三項及び第四項の規定 刑法等一部改正法の施行の日（以下「刑法等一部改正法施行日」という。）

（刑の時効の停止に関する経過措置） 第二条の規定による改正後の刑法（次条において「新刑法」という。）第三十三条第二項の規定は、刑の言渡しを受けた者が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（次条第一項において「第一号施行日」という。）以後に国外にいる期間について、適用する。

（刑法に係る拘禁刑に関する経過措置） 第十条 第一号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新刑法第三十三条第二項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役・禁錮」とする。

（罰則に関する経過措置） 第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年六月二三日法律第六六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第三条 この法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正前の刑法（以下「旧刑法」という。）第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者は、第三条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下「新刑事訴訟法」という。）第一百五十七条の六第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる者とみなす。

第四条 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる事件とみなす。

第五条 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪は、新刑事訴訟法第三百十六条の三十三第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる罪とみなす。

第三条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正後の刑法第一百七十六条、第一百七十七条及び第一百八十二条の規定の適用については、同法第一百七十六条第一項及び第一百八十二条中「拘禁刑」とあるのは「懲役」と、同法第一百七十七条第一項中「有期拘禁刑」とあるのは「有期懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同法第一百七十六条、第一百七十七条及び第一百八十二条の規定の適用についても、同様とする。（検討等）

第二十条 政府は、性的な被害に係る犯罪規定が社会の受け止め方を踏まえて处罚対象を適切に決すべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及び

これに対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定及び性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の規定（以下「新刑法等の規定」という。）の施行の状況を勘案し、新刑法等の規定の施行後の性的な被害の実態及びこれに対する社会の受け止め方や社会の意識、とりわけ性的同意についての意識も踏まえつつ、速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することとの困難さその他的な被害の実態について、必要な調査を行うものとする。

（周知） 第二十二条 政府は、新刑法等の規定が、性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に応じて、刑罰を伴う新たな行為規範を定めるものであることに鑑み、その趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする。